

手引の「14 記入例（必要書類一覧-19）」も参照してください。

## ○面積の考え方

### 1 宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）の面積とは

- ・ 宿泊者の占有か住宅宿泊事業者との共有かを問わず、宿泊者が使用する部分の面積で、宿泊室の面積を除いた面積です。
- ・ 具体的には、宿泊室以外の宿泊者が使用する台所、浴室、洗面のほか、廊下・階段や玄関を含み、宿泊者の使用する押入れや床の間も含まれます。
- ・ 面積は壁芯で計算します。

### 2 宿泊室の面積とは

- ・ 宿泊者が就寝するために使用する室の面積です。
- ・ 面積は、壁芯及び内のりの両方の算定が必要です。
- ・ 宿泊室内の押入や床の間は含まれません。
- ・ 内のりの宿泊室の面積は、以下の部分は除いて算定します。
  - ① 宿泊室内の流し台・洗面等の固定された設備
  - ② 明らかに宿泊できない（適さない）部分

### 3 居室の面積とは

- ・ 宿泊者の占有する部分の面積です。
- ・ 宿泊者の占有ではない部分は含まれません。
- ・ 押入れや床の間は、含まれません。
- ・ 面積の算定は、内のりで計算します。
- ・ 家主居住型の場合、宿泊者と家主（届出者）の共用になる台所、浴室、洗面、廊下等は含まれません。
- ・ 家主不在型の場合、通常、押入れ及び床の間を除く、宿泊者の使用部分の全てが居室となります。

## ○ 図面及び面積計算について

### 1 図面について

- ・ 居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分を色分けしてください。
- ・ 住宅宿泊事業法で必要とされている台所、洗面、便所、浴室、洗面設備、宿泊室、出入口、各階の別を明示してください。
- ・ 非常用照明・火災報知器・誘導灯等、住宅宿泊事業法、消防法令その他関連法令上の安全措置を講じた場合は、その位置も示してください（設置・導入場所については分かりやすいマークをつけるようにしてください。）。
- ・ 計算の基礎となる辺の寸法（内のり及び壁芯）を図面上に記入してください。
- ・ 計算の基礎となる辺の寸法（内のり及び壁芯）は小数点第4位以下切捨てとしてください。
- ・ 各部分の面積算定の基礎となる計算式を記載してください（別紙に記載していただいても結構です。）。
- ・ ロフトは、原則として居室とはできません。

### 2 面積計算について

- ・ 宿泊室の面積は、宿泊者の定員、必要な安全措置の要否にかかわりますので、各室ごとに内のり面積及び壁芯面積を計算してください。
- ・ 宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）の面積は、複数の用途を一つにまとめて計算していただいて差支えありません。  
例：押入れ・便所・浴室・洗面  $(3.470\text{m} + 1.350\text{m}) \times 4.840\text{m} = 23.32 \text{ m}^2$
- ・ 階段の面積は、設置された上階側の床面積に算入します。ただし、階高が大きく階段が1.5回転、2回転する場合など、水平投影した際に重なる部分の床面積は、重複して算入しません。
- ・ 面積計算の途中式は小数点第4位以下切捨て、部屋ごとの面積結果は小数点第3位以下切捨てとしてください（寸法は小数点第4位以下切捨て）。

<例>

#### ①宿泊室

$6.050\text{m}$ （小数点第4位以下切捨て） $\times 5.910\text{m}$ （小数点第4位以下切捨て） $= 35.755 \text{ m}^2$ （途中式のため、小数点第4位以下切捨て）

（宿泊室内柱） $0.325\text{m} \times 0.325\text{m} = 0.105 \text{ m}^2$ （途中式は、小数点第4位以下切捨て）

$35.755 \text{ m}^2 - 0.105 \text{ m}^2 = \underline{36.65 \text{ m}^2}$ （小数点第3位以下切捨て）